

世界遺産講座

第12講

世界遺産委員会とは

世界遺産講座第12講では、世界遺産登録に向けた最後の関門といえる「世界遺産委員会」について紹介します。

一度は「世界遺産に登録！」というような報道を目にしたり聞いたりされているのではないでしようか。通常では毎年6月から7月にかけて、どこの国で世界遺産委員会が開催され、新たな世界遺産が誕生しています。今年の世界遺産委員会はロシアでの開催が予定されていましたが、ロシアによるウクライナ侵攻により、開催地変更の要望が多数出たことから、延期されることとなりました。これにより、新たな世界遺産登録は延期されることになります。

さて、世界遺産委員会とは、世界遺産条約によってユネスコ内に設置された世界遺産に関する最高決定機関です。総会で選出された

21カ国の委員から構成され、任期は6年となっています。ただし、近年は委員国への希望が多いことから、多くの国に対しても、委員国に選出される機会を与えるため、任期を4年で運用しています。委員国の選定にあたっては、地域や文化を平衡にすることを目的として、グループI（西欧・北米）から2カ国、グループII（東欧）から2カ国、グループIII（ラテンアメリカ・カリブ海）から3カ国、グループIV（アジア・太平洋）から3カ国、グループV（アフリカ）から4カ国、グループV（アラブ）から2カ国を最低限の選出枠としています。委員国の選出にあたっては、委員国を努めたことのない

世界遺産委員会の役割としては、まずイコモス（文化遺産の場合）とIUCN（自然遺産の場合）の勧告に基づき、推薦書の提出があつた暫定リストに記載されている資産の審査があります。世界遺産委員会では、勧告をもとに「記載（登録）」、「情報照会」、「記載延期（登録延期）」、「不記載（不登録）」の四段階で決議します。例えば、イコモスが世界遺産にふさわしいとして「記載（登録）」の勧告をしたとしても、世界遺産委員会で「不記載（不登録）」とすることもあります。その逆も当然存在します。

また、世界遺産に登録されることが目的ではないため、登録後の遺産としての価値を損なう危機

約に批准した国で、2022年7月現在で194カ国となっています。委員国としての任期を終えた国は、次の立候補まで6年間空けられる必要があることも決められています。なお日本は2021年11月から委員国となり、2025年秋までの任期となっています。

世界遺産登録の最後の関門といわれる世界遺産委員会は、登録の是非を判断するだけではなく、登録後も適切に遺産が保護されるかを審議するなど、世界遺産そのものの存在意義を前提に多くの議論がなされています。世界遺産については、登録件数の増加や偏り、危機遺産等、多くの課題を有しています。これらの課題についても今後世界遺産委員会で議論され、遺産の保護に関して最もふさわしい手段等が検討されていくことでしょう。